

法人の事業について

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業名等
公1	就業等の活動機会の開拓及び提供により、高齢者のための社会参加を促進する事業

(2) 収益事業等

〔1〕 収益事業

事業番号	事業名等

〔2〕 その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業名等

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	就業等の活動機会の開拓及び提供により、高齢者のための社会参加を促進する事業	97.5

〔1〕事業の概要について（注1）

【趣旨】

この事業は、豊島区に居住する社会参加の意欲のある健康な高齢者のために、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業等の活動機会を確保し提供することで、高齢者の生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としています。

【シルバー人材センターとは】

シルバー人材センターとは、定年退職者など的高齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業（その他の軽易な就業とは特別な知識、技能を必要とする就業）」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で充実した生活の実現、地域社会の福祉の向上及び活性化に貢献するため、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和61年10月1日施行）に基づき、原則として区市町村毎に1つ設置されている団体です。

シルバー人材センターの組織については、「公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会」が全国レベルでの指導及び連絡調整を行っており、都道府県レベルでは「シルバー人材センター連合」が各区市町村の指導及び連絡調整を行う団体として設置されています。東京都においては、「公益財団法人東京しごと財団」が「東京都シルバー人材センター連合」としての指定を受け、都内シルバー人材センターとの連携に努めています。

現在、都内のシルバー人材センターの会員は、各々、居住地域の地域班に所属するとともに、職群班が設置されている就業分野を希望する会員については当該職群班に属して活動しています。また、専門部会や委員会の構成員としても活動し、各シルバー人材センターが抱える様々な問題の具体的な解決策を自ら積極的に検討しています。

シルバー人材センターの主たる活動は、地域の家庭や企業、公共機関等の発注者から請負又は委任契約により仕事を受注し、会員として登録した高年齢者の中から適任者を選出して仕事を遂行することです。受託する仕事内容は、清掃、家事援助、施設管理、児童通学安全案内、障子・畳・襖の張替えなど多岐に渡りますが、あくまでも就業を通じた地域社会への貢献及び高齢者の生活感の充実等を目的に行っており、営利目的ではありません。仕事の担い手である会員は、民間事業者のようなプロではない一方、低廉な価格で受託しており、発注者の一定のニーズと高齢者の就業を通じた生活感の充実等をともに満たすものとなっています。

また、会員への就業機会提供については、公平性の観点から、シルバー人材センターの事務所に設置した掲示板に、受注した仕事の内容を一定期間貼り出して募集期間を設けるなど、希望する会員を募っています。希望する多数の会員の中から就業する会員を選ぶ際には、就業履歴等を勘案して特定の会員に就業が偏らないようにするなど、より多くの高齢者が就業を通じた生きがいの増進を図るために活動しています。

なお、シルバー人材センターは就職斡旋のための組織ではないものの、雇用関係を必要とするなど、仕事の内容によっては、無料職業紹介事業や一般労働者派遣事業により実施します。一般労働者派遣事業は厚生労働大臣の許可制ですが、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」より、シルバー人材センターが行う場合はその公共性・公益性から、特定労働者派遣事業と同じように届出制となっており、公益財団法人東京しごと財団が派遣事業所の届出を行うことにより実施しています。

【内容】

1 就業開拓提供事業

(1) 受託事業又は包括的契約事業契約事業

区内の企業、家庭、公共団体等の発注者に対し就業機会の開拓を積極的に行い、受託した仕事を就業希望の会員に提供しています。受託する仕事内容は、清掃、施設管理、児童通学安全案内、障子・畳・襖の張替えなど多岐にわたります。

(2) 独自事業

地域社会からの需要を勘案したうえ、当センターでパソコン教室を常設し、講師を希望する会員への就業の場として提供し、就業機会提供の拡大を図っています。

初心者から経験者、さらに上達を目指す方まで幅広い層を対象とし、体験教室（無料）のほか、ワード及びエクセルの基礎講座、インターネット・電子メール講座、スマホ講座、デジカメ操作に関する講座などのコースを設け、開催しています。さらに、体操教室、表装教室、着付教室、絵手紙教室、英会話教室も実施しています。

(3) 労働者派遣事業

会員は、派遣労働者として公益財団法人東京しごと財団と雇用契約を結び、臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の範囲内で、派遣先である企業や公共団体等の指揮命令により働きます。センターでは、専門的な知識、経験などが求められる仕事も受注できるようになり、会員の働き方の選択肢を増やすことができます。

2 普及啓発事業

(1) 地域社会に向けてシルバー事業を広く宣伝することにより、就業等を通して社会参加を希望する高齢者に対する啓発の機会（入会促進）とする一方、地域社会に理解と協力を求め、就業機会開拓の一助としています。具体的には、ホームページ、区広報、パンフレット等を用いて積極的に地域社会へセンター事業のPR活動を行っています。

- (2) 広報誌を発行しており、当センターの活動状況を幅広く掲載し、会員及び区内の施設（図書館や銀行等）に配布しています。

3 研修・講習事業

会員が当センターの事業理念等を理解・賛同し、希望する分野の技能を意欲的に修得して、就業の機会の充実につなげることを目的として、研修及び講習事業を行っています。

具体的には、会員を対象としてセンターの会員（理事）及び事務局職員による新入会員研修、講師による接遇研修を行っています。

4 調査研究事業

- (1) 会員の状況の把握、及びよりの確な就業機会の提供や就業率の向上・充実のため、会員に対して、現況調査を行います。特に未就業会員調査を行い、一人でも多くの会員に就業機会を提供できるよう取り組んでいます。
- (2) サービス内容の改善、今後の新たな就業等の活動機会の開拓と方策を実施するため、発注者訪問を実施し、就業状況の調査・研究を行っています。加えて、書面での発注者アンケート調査も行っています。
- (1) 及び (2) の調査結果については、集計データや個人情報を除いた一部を「発注者の声」として当センターのホームページ上で公開するとともに、冊子として当センター事務所に備え置き、一般の方も閲覧できるものとしています。

5 相談事業

- (1) 区内在住の高齢者を対象として、事務局職員による就業相談（無償）を常時行い、就業等に関する情報を提供しています。特に、今後、入会を希望する高齢者を対象として、事務局職員やセンターの会員（理事）による入会説明会を実施します。
- (2) 会員を対象として、常時、就業相談を行うとともに、月に1回程度、仕事別に相談日を設けて、本センターの会員（理事）や事務局職員が就業等に関する相談に応じ、適正な就業や会員の適正や希望、ライフスタイルに合った就業の充実に取り組みます。

6 安全就業推進事業

安全は、高齢者が就業等の活動を通じて社会参加をする上で最も重要な課題であるため、高齢者が安心して就業等の活動に専念できるよう、下記の事業を行い、安全意識の徹底と事故防止に取り組んでいます。

- (1) 委員と理事で構成する安全管理委員会において、傷害事故の状況報告や原因についての検討を行い、チラシ等を配布して、安全意識の醸成を図っています。
- (2) 会員向けの会報に安全就業に関する記事を掲載し、チラシ等は当センター事務局に常時備え置くなど、安全意識の徹底と事故防止を呼び掛けています。特に、就業会員を対象とした「安全大会」や、各種安全講習会を実施し、地域社会の安全も視野に入れた安全就業の推進に取り組んでいます。

【事業をまとめた理由】

上記の事業は、「高齢者の社会参加」という目標を達成するための手段として相互に関連しているため、一つの事業にまとめました。

【対象者】

- 1 就業開拓提供事業
就業開拓は発注者（区内の企業、家庭、公共団体等）を対象とし、就業提供は会員を対象としています。
- 2 普及啓発事業
発注者（区内の企業、家庭、公共団体等）、会員を対象としています。
- 3 研修・講習事業
会員及び区民を対象としています。
- 4 調査研究事業
会員、発注者（区内の企業、家庭、公共団体等）を対象としています。
- 5 相談事業
会員及び区内在住の高齢者を対象としています。
- 6 安全就業推進事業
会員を対象としています。

【財源】

- 1 就業開拓提供事業
就業機会の開拓については、事業収入（配分金収入、材料費収入、事務費収入又はセンター業務委託料収入）、会費収入及び以下の補助金を財源としています。その他の事業については、事業収入（配分金収入、材料費収入、事務費収入又はセンター業務委託料収入）を財源としています。

〔補助金について〕

- (1) 国からの補助金
ア 名 称 高齢者就業機会確保事業費等補助金
イ 交付者 厚生労働省
ウ 目 的 定年後の高齢者に対して、地域に密着した仕事を提供し、もって高齢者の生きがいの充実や高齢者の社会参加の推進を図るとともに、年金の支給開始年齢引き上げ等の社会制度改革に円滑に対応することを目的とする。
- (2) 豊島区からの補助金
ア 名 称 公益社団法人豊島区シルバー人材センター補助金

イ 交付者 豊島区長

ウ 目的 公益社団法人豊島区シルバー人材センターが行う活動に対し、補助金を交付することにより、事業の円滑な運営を図り、健康で働く意欲を有する高齢者の生きがいを促進し、老人福祉の向上を図ることを目的とする。

2 普及啓発事業

事業収入（事務費収入又はセンター業務委託料収入）を財源としています。

3 研修・講習事業

事業収入（事務費収入又はセンター業務委託料収入）を財源としています。

4 調査研究事業

事業収入（事務費収入又はセンター業務委託料収入）を財源としています。

5 相談事業

事業収入（事務費収入又はセンター業務委託料収入）を財源としています。

6 安全就業推進事業

事業収入（事務費収入又はセンター業務委託料収入）を財源としています。

【実施（開催）場所】

1 就業開拓提供事業

当センター施設、発注者施設等で行っています。

2 普及啓発事業

当センター施設、区内各所で行っています。

3 研修・講習事業

当センター施設、区内各所で行っています。

4 調査研究事業

当センター施設で行っています。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 1
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第3条、第4条
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
04	本事業は、高齢者の社会参加を促進し、高齢者自身が生活感の充実を得るために、その手段として就業機会等を提供するものであることから、「高齢者の福祉の増進を目的とする事業」に該当します。
19	本事業により、就業等を通じて高齢者の健康が維持され、医療費や介護負担の抑制をもたらすことが期待できるとともに、家事援助サービスや子育て支援サービス等、地域社会からの需要に積極的に取り組むことで、地域社会の福祉に貢献し、さらに、高齢者が年金等の他に追加的収入を得ることが、地域経済の活性化にも寄与することから、「地域社会の健全な発展を目的とする事業」にも該当します。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(18) 上記事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	[1 就業開拓提供事業] 1. 本事業は、企業、家庭、公共団体等の発注者を対象に就業開拓を行い、受託した仕事を会員へ提供する事業です。形式的には対象は会員ですが、就業等による社会参加を希望する高齢者はいつでも入会し、その機会を得ることが可能な環境にあります。 また、会員の入会条件は、健康で働く意欲がある者という限定条件ですが、これは就業の対価を得るために相応の業務の遂行が必要不可欠であること、社会奉仕活動においても健康が求められることなど、発注者等に対する責任上の合理的限定条件です。 したがって、不特定多数の者の利益の増進への寄与を主たる目的とする事業に該当します。 2. ア、本事業は、区広報、当センターホームページ等により高齢者区民への入会促進を行っており、就業等による社会参加を希望する健康な高齢者は、誰でも入会することができます。会員に対する就業等の情報は、当センターでの掲示や郵送、電話連絡を通じて提供しています。 イ、就業開拓を担当する事務局職員を配置し、実績向上に貢献するとともに、専門性を有する理事の配置も検討しています。 ウ、就業機会等提供については、公平性の観点から、事務局に就業情報を掲載して募り、その後の就業会員の入選も職員が公正に行っており、専門性を有する理事の配置も検討しています。 エ、本事業を実施するために契約する発注者は、企業、一般家庭、公共団体等であり、特定の事業者のみに限定することではなく、業界団体の販売促進、共同宣伝になることはありません。	
(8) キャンペーン、〇〇月間	1.当該キャンペーンが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例:テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか) 3.要望・提案を行う場合には、)要望・提案の内容を公開しているか。	[2 普及啓発事業] 1. 本事業は、シルバー事業を広く宣伝することにより、地域社会に理解と協力を求め、高齢者が活動しやすい環境を作る事業です。区内在住の高齢者を対象としては入会促進のため、発注者を対象としては就業機会の提供等を区広報や当センターホームページ等を通じ広く周知しています。また、会員に対して、当センターの運営や事業・研修等について広く周知するため、会報を発行していま	

		す。就業等を通じ社会参加を希望する区内在住の高齢者は誰でも入会でき、仕事を依頼したい者は誰でも利用できることから、「不特定多数の者の利益に寄与すること」を主たる目的としています。 2. 本事業は、高齢者の社会参加の促進と地域社会のニーズに応えるために実施するものであり、特定の業界・団体の販売促進や共同宣伝には該当しません。 3. 要望・提案を行うことはありませんが、普及啓発を目的とした当センターの宣伝記事は、区広報、当センターホームページ上で誰でも内容を確認できます。	
(3) 講座、セミナー、育成	1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	〔3 研修・講習事業〕 1. 本事業は、区民、会員を対象に就業等に必要な知識等を習得する機会を提供する事業です。研修の周知については、区広報、当センターホームページ、会報等を通して、広く公開しています。会員対象の研修については、就業による対価を得るために、相応の業務の提供が不可欠であり合理的の限定です。しかし、いつでも会員として入会しその機会を得ることが開かれていることから「不特定多数の者の利益の増進に寄与」するものです。 2. 会員対象の研修は、就業等に必要な知識や情報を得るものであることから、合理的限定です。 3. 新入会員研修は、事務局職員及び専門性を有する理事を配置し、安全に関する研修は外部講師に依頼するなど専門家が適切に関与しています。 4. 行政関係者や会員が講師の場合は、無償又は実費弁償相当額、外部委託講師等の場合は、豊島区の規定に準じた当センター講師謝礼支払基準によって支払うものであり、過大な報酬を支払うことはありません。	
(6) 調査、資料収集	1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。 3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。 4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。	〔4 調査研究事業〕 1. 本事業は、企業、家庭、事業所等の発注者や会員を対象に、地域社会からの高齢者に対する評価、会員自身の意識などを調査・研究して、高齢者がより就業しやすい環境をつくるための事業です。したがって、特定の個人や業界の利益に供するものではなく、「不特定多数の者の利益の増進に寄与」するものです。 調査研究結果については、冊子、データとして本センター事務所に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、一部を当センターホームページ上で公開します。 2. 調査研究結果に関する外部からの問合せに対しても、個人情報保護法に反しない範囲内において、回答します。 3. 調査結果については、調査内容や必要に応じて、経験豊富な理事等へ分析を依頼します。 4. 調査研究については本センターが実施し、必要に応じ、一部(分析等)を理事等へ依頼しますので、丸投げはありません。	
(5) 相談、助言	1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している)	〔5 相談事業〕 1. 本事業は、区内在住の高齢者や会員といった就業等を通じ社会参加を希望する者の相談に対し、適切な助言等の支援を行うものであり、「不特定多数の者の利益の増進に寄与」するものです。なお、相談に関する情報は会員に対して会報や当センターホームページ上で周知し、区民に対しては、区広報により広く周知します。 2. 本事業は、区民、会員のために実施しており、当該相談、助言を利用できる機会是一般に開かれています。 3. 本事業にあたる理事及び事務局職員は、地域における高齢者の就業等に関する最新の情報を有しており、的確な助言を行うことで、区民、会員の社会参加を支援しています。	

(18) 上記事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	〔6 安全就業推進事業〕 1. 会員を対象に、健康で安全に就業等による社会参加ができるよう活動上の傷害事故等を未然に防ぐための事業です。形式的には対象を会員としているが、就業等による社会参加を希望する高齢者は、いつでも入会し、会員となり、その機会を得ることが可能な環境にあります。健康な高齢者の増進により健全な地域社会の発展を目指す本事業は、「不特定多数の者の利益の増進」に寄与するものです。 2. ア、会員が対象ですが、これは就業等による社会参加を望む高齢者の事故を未然に防ぐための事業であり、合理的限定です。当センターホームページや会報、新入会員研修会においてチラシを配布することにより、実施機会を公開しています。 イ、安全講習会には、講師派遣を専門家等に依頼するなどして、事業の質を確保しています。 ウ、審査、選考は行いませんが、定員を超えた場合は先着順とし、公正性を確保しています。 エ、本事業を実施するために依頼及び契約する事業者は、地元行政からの情報により行うものが多く、特定の事業者にのみ限定することではなく、共同宣伝になるようなことはありません。	
---------------------	---	--	--

〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
シルバー人材センターの指定	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	東京都知事

- 注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。
- 注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。